

登録資格について

★ 連盟規約第5条

神奈川県社会人クラブバドミントン連盟は、神奈川県に在住又は在勤し既存の連盟に属さない社会人のクラブ（団体）をもって組織する。

次の団体に所属する者は、登録を認めない。

- * 各都道府県の実業団バドミントン連盟・レディースバドミントン連盟・教職員バドミントン連盟（出場の有無を問わず）
- * 神奈川県社会人クラブバドミントン連盟以外の都道府県社会人クラブバドミントン連盟（出場の有無を問わない）
- * 各学生バドミントン連盟及び学籍者
 - ・学籍者 …… 中学生、高校生、予備校生、大学生
大学院生(修士、博士課程含む)及び各夜間部在籍者
但し、専門学生を除く

★ 資格の基準日

- * 在勤・在住
 - ・年度登録 登録締め切り日現在
 - ・試合参加 春季・秋季 各リーグ戦 初日現在
夏季個人戦 春季リーグ戦初日現在
冬季個人戦 秋季リーグ戦初日現在
- * 年齢
 - ・個人戦（年代別） 開催年度の4月1日現在

★ 派遣社員の取り扱い（いずれも県外在住者）・・・平成15年4月11日 総会にて確認済み

- * 神奈川県内の派遣会社に登録の場合
 - ・派遣先会社（勤務先）が神奈川県外の場合・・・可
 - ・待機中の場合・・・不可
- * 神奈川県外の派遣会社に登録の場合
 - ・派遣先会社（勤務先）が神奈川県内の場合・・・可

平成31年4月10日現在